

第3章 環境の保全と創造に関する施策

1 循環型社会の形成



－物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち－

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市全体のごみ排出量は、減少傾向にあり、家庭ごみ、事業系ごみは共に減少しています。 ○リサイクル率は令和元年度以降は横ばいで推移しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロス削減やプラスチック資源循環など新たな課題への対応 ○事業系ごみの分別の徹底と資源化の促進 ○廃棄物の適正処理の推進 ○ごみ処理過程で発生するエネルギーの有効活用

目指す姿

市民は、できるだけごみを出さず、物を修理して大切に使い、資源になるものは分別し、ごみを出す際にはルールを守っています。

また、事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑え、発生した廃棄物については資源としての有効利用や適正処理を進めるほか、自らの商品が消費された際に発生するごみを減らすように努めています。

こうした3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組や適正処理の確保によって、ごみの排出が抑えられるとともに、ごみを処理する際に発生するエネルギーの有効利用が進められています。

施策の展開方向

- (1) ごみの減量・資源化の推進
 - 家庭ごみの発生、排出抑制の推進
 - 事業系ごみの発生、排出抑制及び循環的利用の推進
 - プラスチック資源循環の計画的な推進
 - 普及啓発の推進
- (2) 安全・適正なごみ処理の推進
 - 清掃工場、廃棄物処分場の適正管理の徹底とエネルギーの有効活用
 - 市民・事業者との連携・協働によるごみ処理体制の充実
 - ごみ処理施設整備の推進
 - 産業廃棄物排出事業者や許可業者に対する監視、指導の徹底
- (3) バイオマスの利活用の推進
 - 本市の緑豊かな森林資源を生かした木質系のバイオマス利活用の推進
 - バイオマス利用に関する普及啓発の推進

【施策の展開方向】

(1) ごみの減量・資源化の推進

- 家庭ごみの発生，排出抑制の推進
 - ・3R【リデュース（発生・排出抑制），リユース（再使用），リサイクル（再生利用）】の取組とともに，リフューズ（断る），リペア（修理）&ロングユース（長期使用）や，食品ロス削減などの取組を進めることで，日常生活におけるごみの発生，排出の抑制を図ります。
- 事業系ごみの発生，排出抑制及び循環的利用の推進
 - ・事業者が排出者としての責任を認識し，率先して減量・資源化に取り組むような意識啓発を図ります。
 - ・事業系ごみの増加要因を把握し，排出抑制に向けた効果的な取組を推進します。
- プラスチック資源循環の計画的な推進
 - ・プラスチック廃棄物の再資源化に向けた取組などの資源循環をより一層促進します。
- 普及啓発の推進
 - ・環境イベントの開催や学習機会の充実，パンフレットの配布など，ごみの減量・資源化の意識と行動の定着・持続・向上を図ります。

(2) 安全・適正なごみ処理の推進

- 清掃工場，廃棄物処分場の適正管理の徹底とエネルギーの有効活用
 - ・循環的利用に適さない廃棄物については，清掃工場（焼却施設），廃棄物処分場（埋立施設）における適正処理を徹底し，周辺環境の保全を図るとともに，処理過程で発生するエネルギーを有効に活用していきます。
- 市民・事業者との連携・協働によるごみ処理体制の充実
 - ・市民，町内会，事業者，市民団体等と連携し，ごみステーションの設置や適正管理，排出ルールの徹底，資源物の回収ルートの確保など，ごみ処理体制の充実を図ります。
- ごみ処理施設整備の推進
 - ・安全かつ安定的なごみ処理体制を維持するため，ごみ処理施設の整備・更新を推進します。
- 産業廃棄物排出事業者や許可業者に対する監視，指導の徹底
 - ・排出事業者，収集運搬業や処分業の許可業者，処理施設に対する監視，指導を徹底し，産業廃棄物の安全かつ適正な処理の確保と生活環境の保全に努めます。
 - ・普及啓発やパトロールを実施し，不法投棄や不適正処理の防止に努めます。

(3) バイオマスの利活用の推進

- 本市の緑豊かな森林資源を生かした木質系のバイオマス利活用の推進
 - ・豊かな森林資源を有する地域特性を生かし，間伐材などを木質バイオマスボイラーの燃料として活用します。
- バイオマス利用に関する普及啓発の推進
 - ・生ごみの焼却や化石燃料の使用に伴う環境負荷の低減を図るため，生ごみ堆肥化の取組強化や木質バイオマス燃料の利用促進などの普及啓発を行います。

定量目標

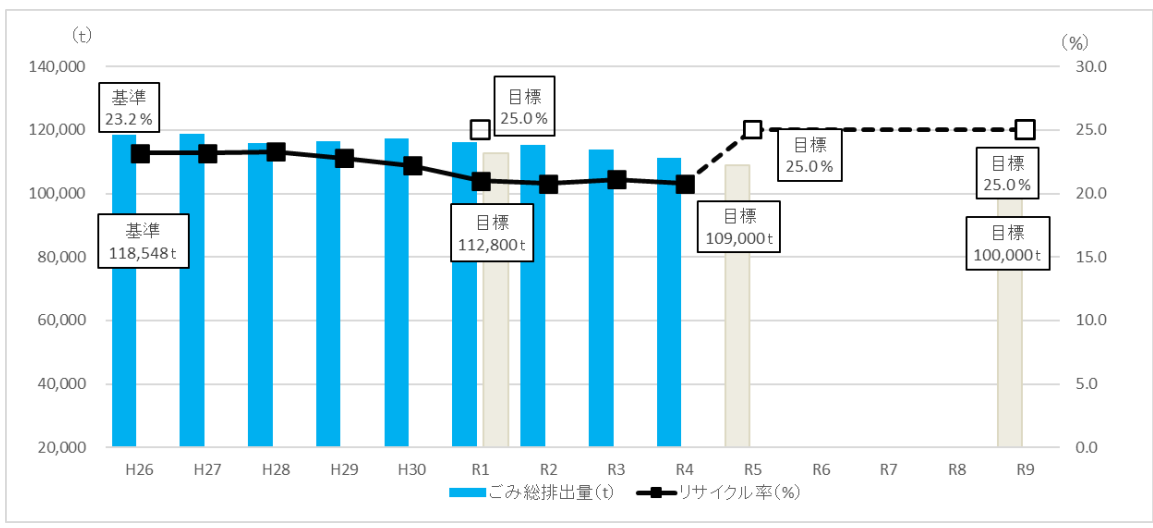
○ごみ総排出量

○リサイクル率

令和9年度目標値
100,000 t

令和9年度目標値
25.0 %

指標の名称	基準値 (H26)	実績値 (R1)	第1期目標値 (R1)	実績値 (R4)	第2期目標値 (R5)	最終目標値 (R9)
ごみ総排出量	118,548 t	116,108 t	112,800 t	111,187 t	109,000 t	100,000 t
リサイクル率	23.2%	21%	25.0%	20.8%	25.0%	25.0%



Column

「海洋ごみ」について ~海のない旭川でできること~

国内に起因する漂着ごみは、陸で発生した生活ごみが多く含まれており、川などの水の流れによって海に流れ着いています。

人工物のごみで一番多いのはプラスチックごみで海岸に漂着する人工ごみの42%と言われています。私たちが海洋ごみを減らすためには

- ・ごみの適正な分別やポイ捨ての禁止
- ・3R【ごみの量を減らす (Reduce) 繰り返し使う (Reuse) 再び利用する (Recycle)】の取組 などがあります。

マイクロプラスチックとは・・・紫外線や水流で粉々に砕け、5mm未満まで小さくなったもののことです。海中の有害物質を取り込んだマイクロプラスチックを食べた魚の体内に蓄積される可能性があると言われ、生物に影響を与えています。



※【環境省 HP 平成 29 年度漂着ごみ対策総合検討業務】

2 地球環境の保全



－市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち－

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○世界平均気温は工業化前(1850年)と比べて1.09℃上昇し、世界平均海面水位も1901年から2018年の間に0.2m上昇しました。 ○昨今の自然災害の頻発や気温上昇などの気候変動問題に対応するため、国は令和2年10月に、2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。本市も、令和3年10月に「ゼロカーボンシティ旭川」を表明しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の温室効果ガス排出量は民生家庭部門、民生業務部門、産業部門、運輸部門の4部門が大部分を占めており、全国や北海道の構成比と比較すると、特に民生家庭部門と民生業務部門の排出割合が高くなっています。 ○これまで進めてきた地球温暖化対策をさらに強化し、「ゼロカーボンシティ旭川」の実現に向けた取組を加速化させる必要があります。



目指す姿

市民、事業者、行政が気候変動問題を認識しており、地球温暖化対策の必要性が浸透しています。

本市の特性を踏まえた省エネルギーにつながる行動や設備導入、再生可能エネルギーの利用や設備導入など、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組が進んでいます。

施策の展開方向

- (1) 地球温暖化対策の推進
 - 地球温暖化対策に向けた実行計画の策定と実践
 - ゼロカーボン実現への意識改革・行動変容
 - 省エネルギーの徹底
 - 再生可能エネルギーの導入促進
 - 地産地消の推進による農産物の輸送エネルギー削減対策
 - 温室効果ガスの吸収源対策
 - 環境負荷の低減を意識した、長期的・総合的な都市空間の形成
 - 環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備
- (2) その他の取組
 - オゾン層保護、酸性雨対策
 - グリーン購入

【施策の展開方向】

(1) 地球温暖化対策の推進

○地球温暖化対策に向けた実行計画の策定と実践

- ・旭川市地球温暖化対策実行計画により温室効果ガス排出量の削減目標を定め、計画的に取組を進めるとともに、市役所自らが地球温暖化対策を率先して実行します。

○ゼロカーボン実現への意識改革・行動変容

- ・環境問題を生活の一部と捉え、環境に配慮した取組が豊かな生活や世界への貢献につながるものであることを認識し、自主的に行動するため、市は『デコ活』の宣言など、ゼロカーボン実現へ向けて取組を実践するとともに、市民へ啓発を行い、意識改革・行動変容の促進を図ります。

○省エネルギーの徹底

- ・資源の有効活用や光熱費の軽減などを図るため、家庭や事業所における省エネの普及、促進に努めます。

○再生可能エネルギーの導入促進

- ・温室効果ガスの排出削減や災害時対応などに役立つ太陽光発電、バイオマスの利活用、雪氷冷熱、地中熱など、地域の特長を生かした再生可能エネルギーの導入促進に努めます。

○地産地消の推進による輸送エネルギー削減対策

- ・地元の木材や農産物などを積極的に消費する地産地消を推進し、遠方から取り寄せるためのエネルギーを削減します。

○温室効果ガスの吸収源対策

- ・市有林の整備を進めるとともに、森林環境譲与税を活用して民有林の整備と地域材の利活用を促進します。

○環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成

- ・コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、限られた資源やエネルギーを効率よく使うまち「スマートコミュニティ」を実現し、都市生活の快適さを保ちながら、環境負荷の低減を目指します。

○環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備

- ・バスの利便性を向上させるなど、自動車に依存せずに生活できる総合的な公共交通体系の充実に努めるとともに、バスや鉄道、自転車、徒歩などを目的に応じて使い分けるなど、スマートムーブの普及啓発を推進します。

(2) その他の取組

○オゾン層保護、酸性雨対策

- ・フロン排出抑制法の規定に基づく対策を進め、フロン類使用機器の適正な管理やフロン類の回収及び適正処理を促進します。
- ・酸性雨の主な原因である硫酸化物や窒素酸化物の排出について、工場、事業場に対する立入検査や監視指導を徹底するなど、排出削減に努めます。

○グリーン購入

- ・環境に配慮した物品等の調達に努め、環境負荷の少ない持続可能な社会構造への転換を進めます。

定量目標

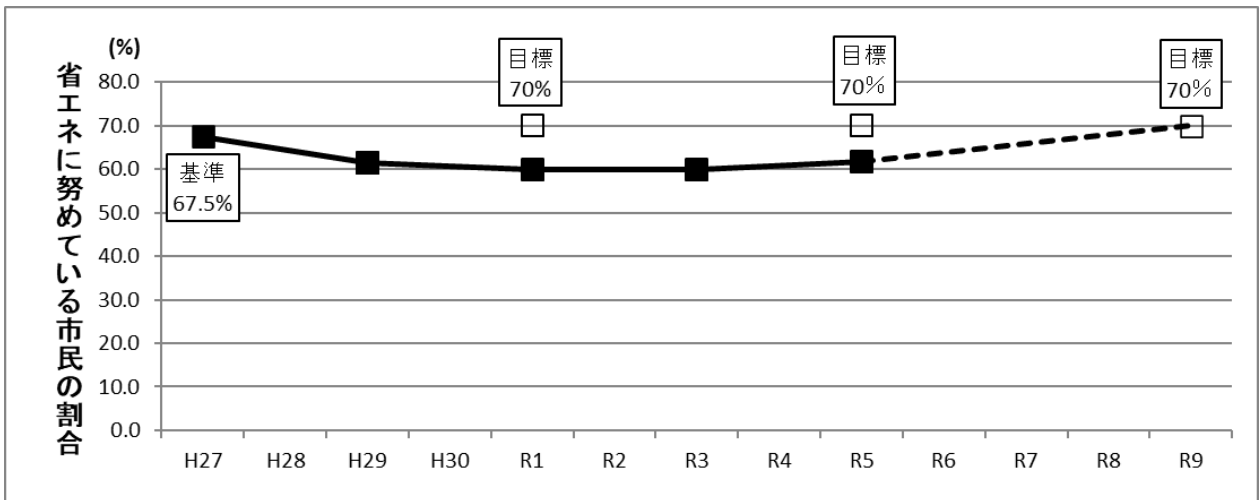
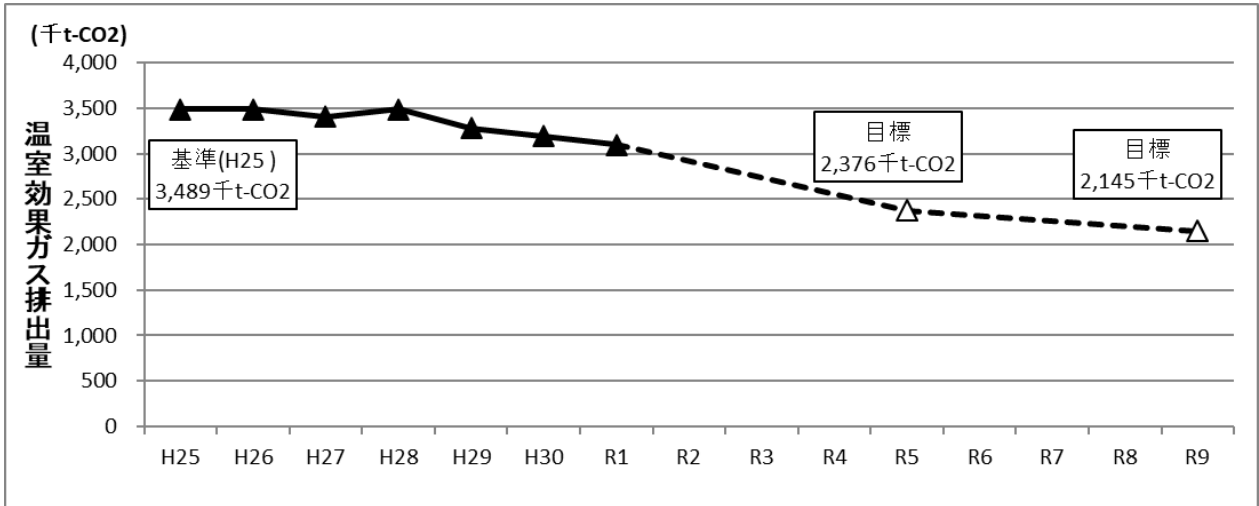
○温室効果ガス排出量

○省エネに努めている市民の割合

令和9年度目標値
2,145 千 t-CO2

令和9年度目標値
70.0%

指標の名称	基準値	実績値	第1期目標値 (R1)	第2期目標値 (R5)	最終目標値 (R9)
温室効果ガス排出量	3,489 千 t-CO2 (H25)	3,099 千 t-CO2 (R1)	-	2,376 千 t-CO2 (R5)	2,145 千 t-CO2 (R9)
省エネに努めている市民の割合	67.5% (H27)	61.7% (R5)	70%	70%	70%



3 自然環境の保全



－豊かな水や緑とともに生きるまち－

現 状

- 動植物の詳細な調査が30年以上行われておらず、地球温暖化や外来種の影響も含め、現在の生物多様性が科学的に評価されていません。
- ヒグマやエゾシカの出没が増加し、生活環境や農林業に被害が生じています。
- アライグマの捕獲数が増加しており、生態系への影響や農業被害の悪化に加え、都市部への侵入及び定着が懸念されています。

課 題

- 豊かな自然や在来動植物の適正な保護と管理
- 農用地や水辺地の保護、及びこれらを含む雄大な景観の魅力を高める取組の推進
- 生態系などへの影響が懸念される外来種対策の強化



目指す姿

「川のまち」の重要な水源地であり、安全で安心な農産物をはじめとした産業の基盤でもある豊かな自然環境が保全され、その恵みから市民が潤いや安らぎを感じています。

また、適正な保護管理の下でエゾシカやヒグマなどによる被害の防止や身近な野生生物との共存が図られ、アライグマなどの侵略的外来種から本来の自然環境を守り将来世代に伝えていく取組が、市民や事業者など様々な主体との協働で行われています。

さらには、大雪山に連なる山並みなどの自然と周辺農地が調和した景観が確保され、市民が郷土の自然に愛着を感じています。

施策の展開方向

- (1) 豊かな緑の保全
 - 森林、河川などすぐれた自然環境の保全
 - 大雪山に連なる山並みと周辺農地からなるすぐれた自然景観の保全
 - 嵐山や旭山、突哨山など、身近な自然環境の保全
- (2) 自然とのふれあいの推進
 - 環境緑地保護地区やふれあいの森、嵐山など、自然とのふれあいの場の確保
- (3) 生物多様性の保全
 - 計画的な生物多様性保全の推進
 - 地域連携と協働による生物多様性保全の推進
 - 人と野生生物の共存
- (4) 地域固有の自然資源の保全・活用
 - 世界自然遺産登録を視野に入れた取組
 - ジオパーク構想の推進を視野に入れた取組

【施策の展開方向】

(1) 豊かな緑の保全

- 森林、河川などすぐれた自然環境の保全
 - ・森林は様々な動植物の生息場所であるほか、雨水を蓄える水源林として、洪水の発生や土砂の流出を防ぐ役割も持っています。国などの関係機関と連携し、様々な役割を持つ天然林や河川・河畔林の保全、民有林の整備に努めます。
- 大雪山に連なる山並みと周辺農地からなるすぐれた自然景観の保全
 - ・食料生産のほか、田畑の貯水作用や市街地への野生鳥獣の出没抑制、良好な景観の維持など、様々な環境保全機能を持っている農地を保全するため、森林及び農村環境の基盤整備を推進します。
- 嵐山や旭山、突哨山など、身近な自然環境の保全
 - ・市街地を囲むように位置し、質の高い自然環境を有する嵐山や旭山、突哨山などの保全を進めます。

(2) 自然とのふれあいの推進

- 環境緑地保護地区やふれあいの森、嵐山など、自然とのふれあいの場の確保
 - ・市民が自然を身近に感じられる場の保全・整備及び維持管理に努めるとともに、自然観察会など豊かな自然を体感できる機会の提供に努めます。

(3) 生物多様性の保全

- 生息調査の継続的な実施
 - ・市民、自然環境保全活動団体、専門家や学術研究機関などと連携協力し、野生生物の生息状況の調査や関連情報の継続的な収集を行い、状況把握に努めます。
- 協働による取組の推進
 - ・市民や自然環境活動保全団体、事業者と連携・協働して取り組むことにより、生物多様性の重要性について、理解と普及啓発を図ります。
- 侵略的外来種の防除
 - ・新たな侵略的外来種の定着防止に努めるとともに、定着を確認している特定外来生物（アライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニ、オオハンゴンソウ、及び条件付特定外来生物のアカミミガメ）また、北海道の指定外来種であるアズマヒキガエルの防除等の対策を推進します。
- 人と野生生物の共存
 - ・生物多様性の保全の視点を踏まえつつ、野生鳥獣による被害対策に取り組みます。特に社会的影響が大きいヒグマについては、市街地への侵入抑制対策を行うとともに生息状況を把握し、人里への出没抑制や農業被害の軽減に向けた取組を推進します。
 - ・野生動物の生態に関する情報発信を行うとともに、餌付けはしない等の野生動物との適切な関係を保つ意識の定着に努めます。

(4) 地域固有の自然資源の保全・活用

- 世界自然遺産登録を視野に入れた取組
 - ・関係機関と連携しながら、大雪山国立公園の貴重な自然環境の保全など、世界自然遺産登録の可能性を視野に入れた資質の維持に努めます。
- ジオパーク構想の推進を視野に入れた取組
 - ・神居古潭峡谷の地質や地形を基盤とした貴重な自然環境を保全するとともに、地域資源として活用を図るため、ジオパーク構想に対する市民全体の理解及び意識の向上を図りながら、市民と連携した活動に取り組みます。

定量目標

- 自然環境保全活動等団体数
- 民有林における森林経営計画面積の認定率
- 対策に取り組んでいる特定外来生物の種の割合

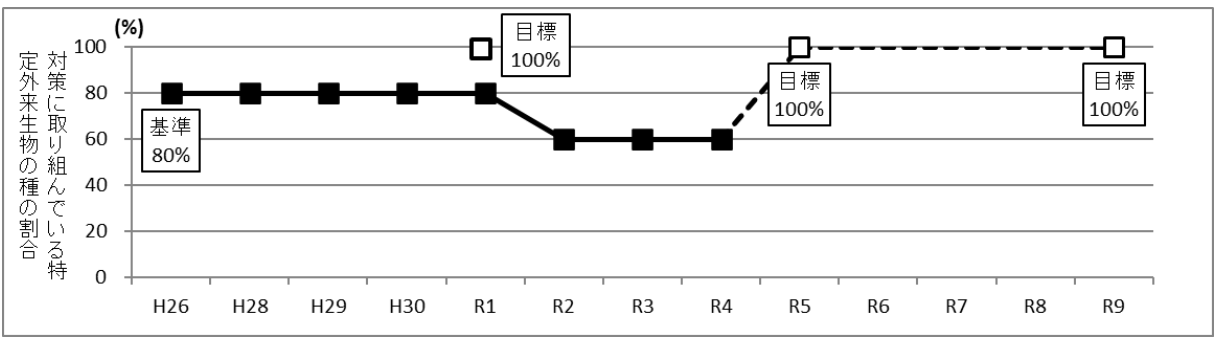
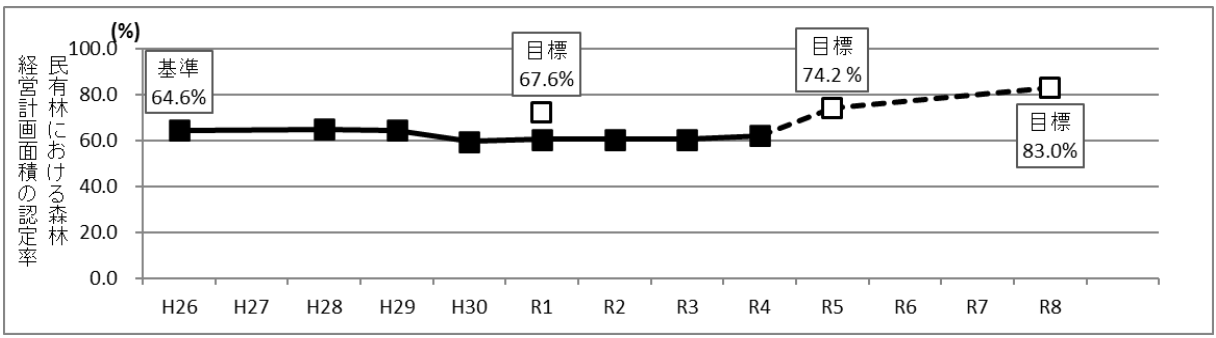
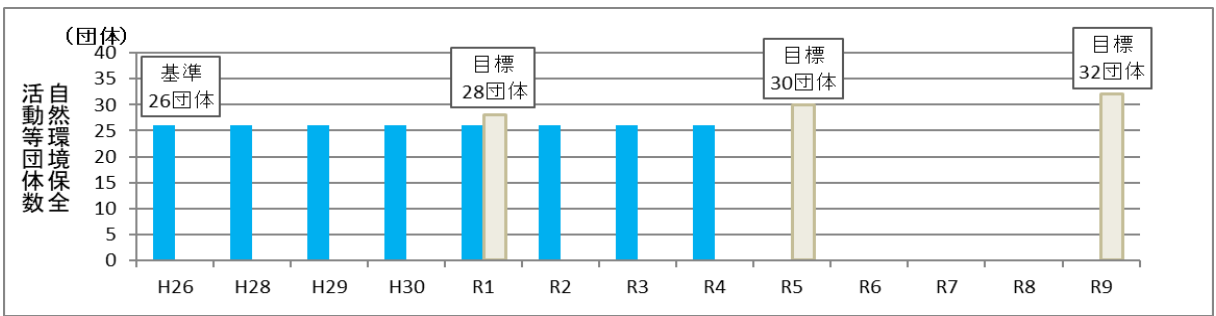
令和9年度目標値
32団体

令和8年度目標値
83.0%

令和9年度目標値
100%

※ 『民有林における森林経営計画面積の認定率』については、「北海道森林吸収源対策推進計画」(H30)との整合から指標を共有し、同計画の目標値(R8)を本計画の最終目標値とします。

指標の名称	基準値(H26)	実績値(R1)	第1期目標値(R1)	実績値(R4)	第2期目標値(R5)	最終目標値
自然環境保全活動等団体数	26団体	26団体	28団体	26団体	30団体	32団体(R9)
民有林における森林経営計画面積の認定率*	64.6%	60.6%	67.6%	62.2%	74.2%	83.0%(R8)
対策に取り組んでいる特定外来生物の種の割合	80%	80%	100%	60%	100%	100%(R9)



4 都市環境の形成



－身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち－

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○緑の質や量，利用の仕方など，緑の創出に対するニーズが多様化しています。 ○本市の自然環境の大きな特徴である河畔林の保全と，治水の確保の両立が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川のまち・旭川の特性を生かした，連続性のある緑の創出 ○都市環境と調和した，持続可能な緑の創出



目指す姿

環境負荷を抑えた都市空間の形成が本市のすぐれた自然と調和した形で進められ，多くの市民が緑や水辺などの身近な自然とのふれあいを通じて，潤いや安らぎを感じている，全国に誇ることができる快適環境のまちとなっています。

施策の展開方向

- (1) 身近な緑や水辺の保全・創造
 - 生物多様性の拠点と連携づくり
 - 河川生態系の保全に配慮した，親水性の高いまちづくり
 - 都市部など身近な緑化の推進
- (2) 環境美化の推進
 - 市民，事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進
- (3) 環境にやさしい都市の創造
 - 環境負荷の低減を意識した，長期的，総合的な都市空間の形成（再掲）
 - 環境にやさしい，市民が使用しやすい公共交通体系の整備（再掲）

【施策の展開方向】

(1) 身近な緑や水辺の保全・創造

- 生物多様性の拠点と連携づくり
 - ・市街地を取り囲む良質な自然地域の生物多様性を確保し、市街地の緑である都市公園や河川・丘陵地などの既存樹林との連携を図ります。
- 河川生態系の保全に配慮した、親水性の高いまちづくり
 - ・治水上の安全確保と河畔林や水辺の保全を両立し、市民が河川やその周囲の緑とふれあえる環境の整備に努めます。
- 都市部など身近な緑化の推進
 - ・身近な緑を創り出す取組として、公園樹木や街路樹の適切な管理及び剪定枝の資源化を推進するとともに、町内会や商店街などとの協働による花壇設置や事業所敷地内の緑化整備などを促進します。

(2) 環境美化の推進

- 市民、事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進
 - ・町内会や学校などによる地域清掃活動や、地域の事業者を中心とした環境美化活動などの普及促進に努めます。

(3) 環境にやさしい都市の創造

- 環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成（再掲）
 - ・コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、限られた資源やエネルギーを効率よく使うまち「スマートコミュニティ」を実現し、都市生活の快適さを保ちながら、環境負荷の低減を目指します。
- 環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備（再掲）
 - ・バスの利便性を向上させるなど、自動車に依存せずに生活できるよう、総合的な公共交通体系の充実に努めるとともに、バスや鉄道、自転車、徒歩などを目的に応じて使い分けるなど、スマートムーブの普及啓発を推進します。

定量目標

○ 持続性のある緑地の面積

○ 緑被率

令和7年度目標値

21,100 ha

令和7年度目標値

29.0%

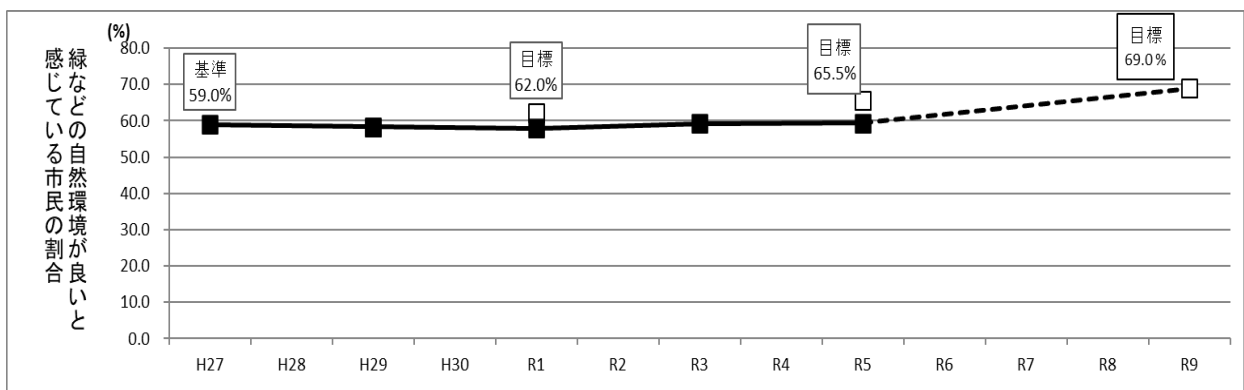
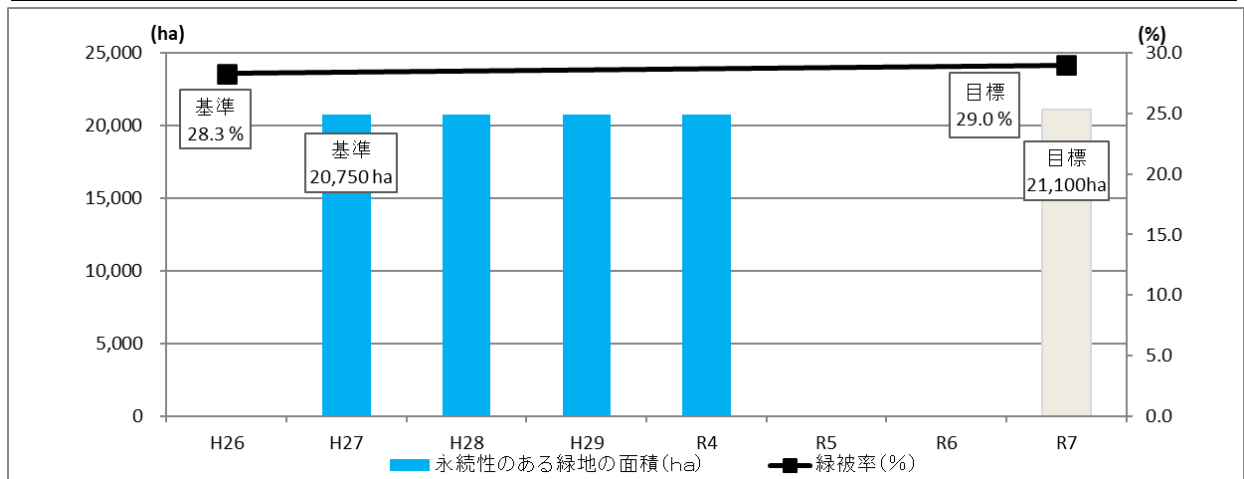
○ 緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合

令和9年度目標値

69.0%

※ 『持続性のある緑地の面積』『緑被率』については「第2次旭川市緑の基本計画」(H28～R17)との整合から指標を共有し、同計画の中間目標値(R7)を本計画の最終目標値とします。

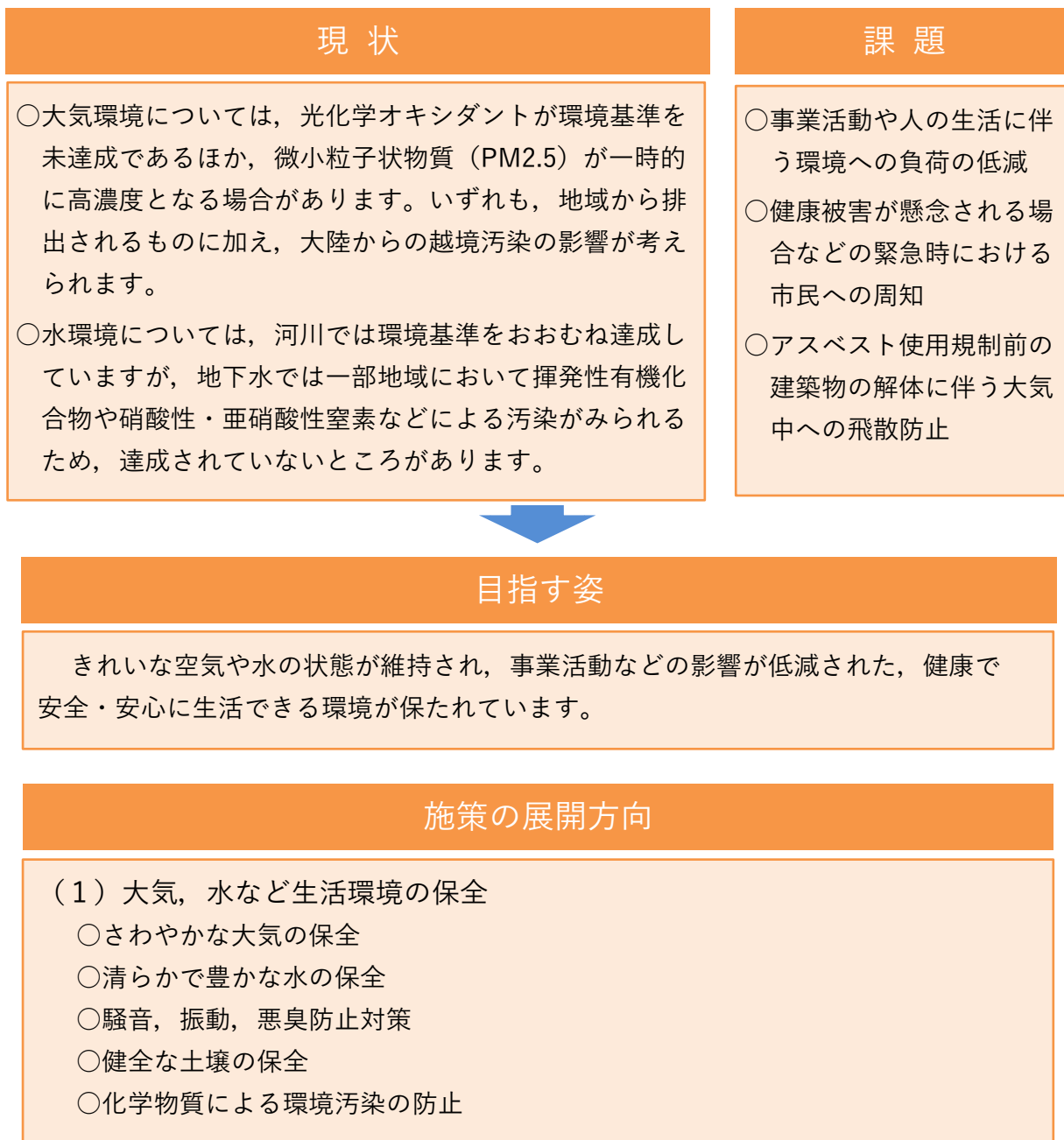
指標の名称	基準値	第1期目標値(R1)	実績値	第2期目標値(R5)	最終目標値
持続性のある緑地の面積※	20,750 ha (H27)	—	20,748 ha (R4)	—	21,100 ha (R7)
緑被率※	28.3% (H26)	—	28.3% (H26)	—	29.0% (R7)
緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合	59% (H27)	62%	59.4% (R5)	65.5%	69% (R9)



5 生活環境の保全



－良好な大気，水，土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち－



【施策の展開方向】**(1) 大気、水など生活環境の保全**

○さわやかな大気の保全

- ・大気汚染による人の健康被害を防止するため、大気汚染の状況を測定するとともに、工場、事業場に対する立入検査や監視指導を徹底します。また、人の健康への影響が懸念される大気汚染物質が高濃度となった場合、またはそのおそれがある場合には、市民の安全確保のため、迅速な周知を行います。
- ・建築物の解体工事などに伴うアスベスト粉じんの飛散防止や、建築物に使用されている吹付けアスベストなどの飛散防止対策を推進するとともに、事業者等に対し石綿の事前調査結果の報告義務化などの法改正に伴い、必要とされる新たな対応について、普及、浸透を図ります。
- ・自動車排出ガスの削減のため、環境性能に優れた自動車の普及促進に努めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

○清らかで豊かな水の保全

- ・河川や地下水の良好な生活環境を維持するため、水質の状況を測定するとともに、工場、事業場に対する立入検査を実施し、排水などの監視指導を徹底します。また、新たに加わった測定監視項目については、すみやかに測定を開始するなど、適切な対応に努めます。
- ・生活排水による河川などの汚濁を防ぐため、公共下水道の適正な維持管理に努めるほか、公共下水道が整備されていない地域では浄化槽の普及を推進するとともに、適切な維持管理が行われるよう浄化槽の設置者に指導します。

○騒音、振動、悪臭防止対策

- ・静穏な生活環境を維持するため、一般地域環境騒音及び自動車交通騒音・振動の測定を実施するとともに、騒音・振動発生施設の適切な操業を指導します。
- ・市民の生活環境を保全するため、工場・事業場から排出される悪臭物質濃度を測定するとともに、施設の適切な維持管理を指導します。

○健全な土壌の保全

- ・土壌汚染の原因となる有害物質を使用する事業場に対し、立入検査などを適切に実施するとともに、施設の維持管理や有害物質の管理徹底を指導します。
- ・土壌汚染が判明した場合には、土地所有者や汚染原因者に対し、汚染の除去や浄化措置の実施を求めます。

○化学物質による環境汚染の防止

- ・毒性が高いダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、河川、土壌などにおける濃度を継続的に監視するとともに、工場、事業場への立入検査などを適切に実施します。
- ・化学肥料や化学合成農薬の使用を低減したクリーン農業の推進により、安全・安心な生活環境の確保を図ります。

定量目標

○環境基準達成度（全14項目）

大気環境（6項目）

- 二酸化硫黄（SO₂）
- 二酸化窒素（NO₂）
- 一酸化炭素（CO）
- 光化学オキシダント（Ox）
- 浮遊粒子状物質（SPM）
- 微小粒子状物質（PM2.5）

水質環境（2項目）

- 生物化学的酸素要求量（BOD）
- 人の健康の保護に関する項目

ダイオキシン類（5項目）

- 大気
- 公共用水域（水質）
- 公共用水域（底質）
- 地下水
- 土壌

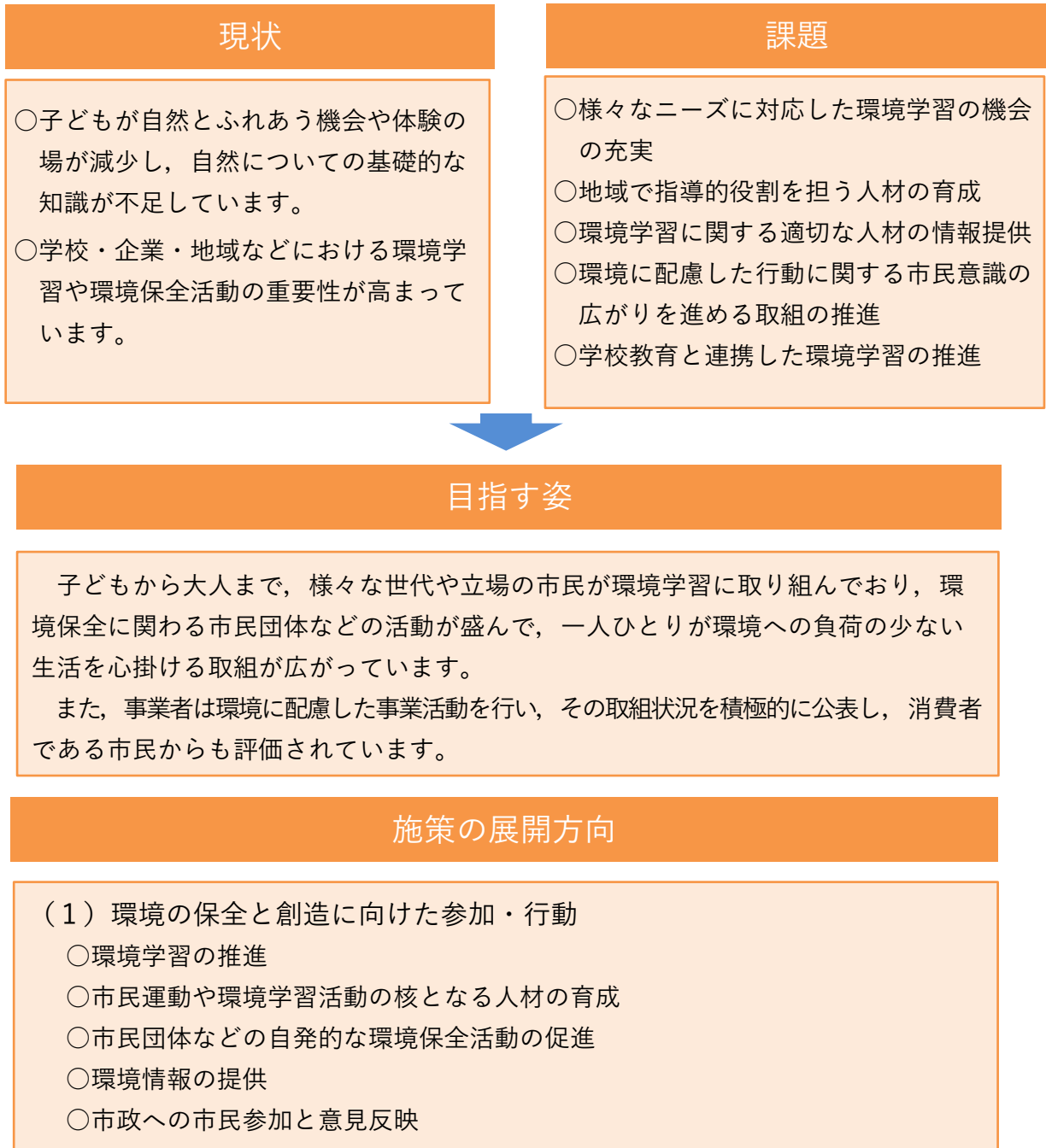
一般環境騒音（1項目）

指標の名称		基準値	実績値	目第1値期	実績値	目第2値期	目最値終
		H26	R1	R1	R4	R5	R9
環境基準達成度（全14項目）	大気環境基準 （環境基本法関係）	・二酸化硫黄（SO ₂ ）	○	○	○	○	○
		・二酸化窒素（NO ₂ ）	○	○	○	○	○
		・一酸化炭素（CO）	○	○	○	○	○
		・光化学オキシダント（Ox）	×	×	○	×	○
		・浮遊粒子状物質（SPM）	○	○	○	○	○
		・微小粒子状物質（PM2.5）	×	○	○	○	○
	水質環境基準 （環境基本法関係）	・生物化学的酸素要求量（BOD）	○	○	○	○	○
		・人の健康の保護に関する項目	○	○	○	○	○
	一般環境騒音 （環境基本法関係）	・騒音	○	○	○	○	○
	ダイオキシン類 （ダイオキシン類対策特別措置法関係）	・大気	○	○	○	○	○
		・公共用水域（水質）	○	○	○	○	○
		・公共用水域（底質）	○	○	○	○	○
		・地下水	×	○	○	○	○
		・土壌	○	○	○	○	○

6 環境に配慮する人の育成



－環境に配慮し行動する人をつくるまち－



【施策の展開方向】

(1) 環境の保全と創造に向けた参加・行動

○環境学習の推進

- ・市民が気軽に参加できる学習会や体験イベントなどを開催し、環境学習への参加意欲を高めるよう努めます。
- ・環境アドバイザーの派遣や出前講座などを通じて、家庭や町内会、職場など様々な機会における市民の自発的な学習を促進します。

- ・子どもの環境学習については、河川や森林の生物多様性やアイヌの人々が実践していた自然共生の考え方、地域に適したエネルギーや適切なごみ処理の意識を育むなど、旭川の特性を生かした内容となるよう、学校、関係機関及び市民団体と連携した取組を推進します。
- ・海洋ごみやマイクロプラスチックなど社会的関心が高まっている環境に関するテーマについて、学習する機会の提供に努めます。

○市民運動や環境学習活動の核となる人材の育成

- ・環境に配慮して自ら行動する人や、環境学習の指導者として期待される人材の発掘や育成に努め、地域の環境学習や環境保全活動を促進します。

○市民団体などの自発的な環境保全活動の促進

- ・環境関係の市民団体と行政、事業者との協働により、地域における環境貢献活動や環境学習活動を実施するなど、市民団体などの自発的活動の促進に向けた支援に努めます。

○環境情報の提供

- ・環境の状況や環境保全活動の情報収集に努め、市民のニーズがあるヒグマの出没状況やごみの分別収集などの情報をインターネットや広報誌、セミナーの開催など様々な方法で提供し、環境問題に対する関心の向上を図るとともに、市民が自発的に情報を得ることができる環境の整備に努めます。

○市政への市民参加と意見反映

- ・旭川市環境審議会等の附属機関での審議、調査のほか、意見提出手続きを行い、環境行政への市民参加を図るとともに、市民アンケート調査から市民の環境意識を把握し、施策への反映に努めます。

定量目標

○環境に配慮した行動に取り組む市民の割合

令和9年度目標値
86.0%

指標の名称	基準値 (H27)	実績値 (R1)	第1期 目標値 (R1)	実績値 (R5)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値 (R9)
環境に配慮した行動に取り組む市民の割合	86%	82.1%	86%	80.6%	86%	86%

